

## 釧路市体験型観光事業者利用促進事業 公募説明書

自然や文化、アクティビティ等を体験する観光メニュー（以下、「体験メニュー」という。）を提供する事業者（以下「体験型観光事業者」という。）に対し補助金を交付し、体験型観光の利用を促進することで、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客の誘致及び消費額の増加を図り、地域経済の回復と活性化につなげることを目的とする。

### 1. 対象となる体験型観光事業者

市内に本店又は支店等の事業所を有する法人、若しくは個人事業主。

### 2. 対象となる体験メニューについて

#### (1) 体験メニュー

体験メニューの具体的な例は次のとおりとします。

（具体的な例）

自然体験、産業体験、文化体験、郷土料理づくり体験、アクセサリ製作などの工芸体験、ガイド付き施設見学、観光ガイド付きまち歩き体験 等

#### (2) 体験メニューの登録

事業実施にあたり、予め体験メニューの登録申請を行っていただく必要があります。登録申請の内容を事務局にて審査のうえ、登録を決定した商品为本事業の対象とします。

### 3. 支援の内容

#### (1) 補助金交付の対象及び額

体験型観光事業者が提供する体験メニューの割引に要する経費を対象とし、通常の提供価格（消費税抜き）の2分の1以内（上限3,000円/人回）の額を、体験型観光事業者に対して補助します。

また、割引額は上記範囲内で登録申請の際にあらかじめ各体験型観光事業者に設定いただきます。

#### (2) 1事業者あたり補助上限額

補助上限額を設定する予定です。

※補助上限額を超えて割引した経費については補助対象外となりますので、ご注意ください。

※補助上限額については、登録完了から事業開始までの間に、通知する予定です。

#### (3) 補助対象期間

令和4年4月25日（月）（予定）～令和5年2月28日（火）体験分まで

#### 4. 申請手続き

##### (1) 申請書類

- ①体験メニュー登録申請書
- ②体験メニューの内容がわかる資料（任意様式）

##### (2) 申請方法

電子メールで申請書類を提出してください。体験メニューの内容がわかる資料が紙媒体のみ  
の場合は、郵送や持参により提出ください。

##### (3) 申請期限

4月8日（金）必着

※別途募集する釧路市体験型観光コンテンツ造成支援事業の採択事業者からの申請は、随時受け  
けます。

#### 5. お問い合わせ・書類提出先

（一社）釧路観光コンベンション協会 担当 内間木、細川  
〒085-0017 北海道釧路市幸町 3-3（釧路市観光国際交流センター内）  
E-mail mail@kushiro-kankou.or.jp ←申請書類は、本E-mailアドレスあてお送りください。  
電話番号 0154-31-1993